

羽村の屋台死傷事故

熱中症のまま運転

東京都羽村市で昨日8月、公園の屋台に車が突っ込み、5人が死傷した事故で、車を運転していた同市の無職男(79)が熱中症を発症していたことが1日、捜査関係者への取材で分かった。警視庁は男が直前に体調が悪化したのを認識しながら、十分な休憩を取りらずに運転を始めた過失があると判断。車に故障がないことも確認できたため、自動車運転過失致死傷容疑で近く書類送検する。

事故は昨年8月12日午後2時45分ごろ、羽村市羽中の水上公園で発生。プール1階の屋台に男が運転する車が突っ込み、販売業の男性＝当時(72)＝が死亡し、近くにいた男児2人を含む

男女4人が骨折などの重軽傷を負った。

捜査関係者によると、男が直前に隣接する別の公園の駐車場を出て帰宅しようとしたが、自宅とは逆方向に向かい、事故現場まで数

百メートルの直線道路で蛇行運転をしていたことが判明。警察視庁の任意の事情聴取には「運転を始めて数分後には意識がなかった。気付いたら屋台に突っ込んでいた」と供述したという。

警視庁は医師の診断結果などから、男が事故時に熱中症を発症し、著しく判断能力が低下した状態だったため、過失には間えないこと判断。一方で、運転を始めた段階ではエンジンをかけ

るなどの判断能力があり、体調が悪化したのを認識できたにもかかわらず、十分に休憩をしてから運転するなどの措置を怠った過失があると結論づけた。

卷之三

5人が外傷した東京都羽村市の事故は運転していた男の熱中症が原因だと断定され、警視庁は過失責任を問う形で異例の立件に踏み切る。熱中症と同様、てんかんや睡眠時無呼吸症候群（SAS）といった意識障害を発症した場合でも事故との因果関係を立証

事故直前は熱中症で意識が著しく低下していたとみられ、捜査員の間でも過失責任について判断が分かれた。

立証(右) 症状を認識できる状態で、その点で運転を止められたと立証することが求められる。

「時」
「故」
「7」
「る」
「謂が悪化する」とは一般的に
できると判断。
始める段階で、男が休憩を取
どの措置を取つていれば、事
回避できたと結論づけた。

立証に高いハードル

士は「熱中症の症状が出た運転者による交通事故の過失責任が問われた例は聞いたことがない」と指摘する。

では、元運転手側が「SASで然意識を失った」として無罪を張したが、今年3月の前橋地裁決は「事故の20分前には眠気を

警視庁、9カ月捜査、「回避可能」状況証拠積み上げ